



令和7年度危険物安全週間推進標語

「危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る」



消防庁 / 都道府県 / 市町村 / 全国消防長会 / 一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進標語を掲載しております。

<もくじ>

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

- ① 令和7年度「危険物安全週間」の実施について
- ② 令和7年度前期危険物取扱者試験に係る対策講習会等の実施について
- ③ 令和7年度前期危険物取扱者保安講習について

【広島市消防局からのお知らせ】

- ④ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

① 令和7年度「危険物安全週間」の実施について

令和7年度は6月8日(日)から6月14日(土)までの7日間が危険物安全週間です。

「危険物安全週間」を契機に、危険物施設保安体制の整備や危険物に関する知識の普及啓発等を図っていただくようお願いします。

— 事故を防ぐために大切なこと(事故対策) —

事故原因は徹底的に調査し、事故防止対策を立てる。

人的ミスで起こった事故も、**対策はできるだけ物的対策とする。**

今後は十分注意するでは終わらない。

事故の教訓は風化する。

② 令和7年度前期危険物取扱者試験に係る対策講習会等の実施について

【対策講習会（1日コース）】

この対策講習会では、午前に危険物関係法令を、午後に物理学及び化学等の解説を、それぞれ行います。

- 1 日時 令和7年5月24日（土）
9時00分～16時30分（受付8時30分～）
- 2 場所 広島市消防局6階講堂
広島市中区大手町五丁目20番12号
（駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。）
- 3 受講料 8,500円
（テキスト代、消費税を含む。当協会会員及び学生）
※ 当日の受付でお支払いください。
※ 非会員の方は、賛助会員【1年間有効】の入会費3,000円が別途必要です。
- 4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話かFAX、またはEメールでお申込みください。
（FAXまたはEメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号を記入してください。）
※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。
[申込書各種ダウンロード | 広島市危険物安全協会](#)

【直前講習会（模擬試験）】

模擬試験及び試験直前の総まとめ講習を行います。

- 1 日時 令和7年6月7日（土）
9時45分～16時00分（受付9時15分～）
- 2 場所 広島市消防局6階講堂
広島市中区大手町五丁目20番12号

(駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。)

- 3 受講料 3,500 円(消費税を含む。)
当日受付でお支払いください。

- 4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話か F A X、または Eメールでお申込みください。
(F A X または Eメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号を記入してください。)

※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

[申込書各種ダウンロード | 広島市危険物安全協会](#)

【問合せ先】

広島市危険物安全協会

電話 : 082-546-3498

F A X : 082-546-3497

Eメール : kiankyo@nifty.com

【その他】

詳細は当協会のホームページをご覧ください。

[講習会等案内 | 広島市危険物安全協会](#)

③ 令和7年度前期危険物取扱者保安講習について

危険物取扱者保安講習とは、消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習です。

1 受講義務者

危険物取扱者免状の交付を受けており、現に危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している人は、次の期日までに講習を受講しなければなりません。**また、受講しなかった場合は消防法違反となりますので、ご注意ください。**

- (1) 危険物の取扱作業に新たに従事する人は、その日から1年以内。
ただし、過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、免状交付日又は講習受講日以後における4月1日から3年以内。
- (2) 前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している人は、前回講習日以後における4月1日から3年以内。

2 広島市での講習日

- (1) 令和7年7月30日(水)
13時30分～16時30分・・・その他(給油取扱所以外)

(2) 令和7年7月31日(木)

9時30分～12時30分・・・給油取扱所

13時30分～16時30分・・・その他(給油取扱所以外)

(3) 令和7年8月1日(金)

9時30分～12時30分・・・その他(給油取扱所以外)

13時30分～16時30分・・・給油取扱所

- ※ 「給油取扱所」 : 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした講習
「その他(給油取扱所以外)」 : 給油取扱所及び石油コンビナート等特別防災
区域内の製造所等以外の製造所等の危険物取扱
者を対象とした講習。

なお、受講日時及び講習会場は受講票によって指定し、本人あてに通知されます。

3 受講申請書の配布場所

- ・ 広島市消防局・各消防署
- ・ (一社) 広島県危険物安全協会連合会
- ・ 広島県消防保安課(県庁北館4階)

4 受講申請書の受付期間

令和7年5月7日(水)～5月20日(火)

5 受講申請書提出先

次のいずれかに提出してください。

- ・ 広島市消防局・各消防署～持参のみ
- ・ (一社) 広島県危険物安全協会連合会～持参又は郵送

※ 受付時間 : 平日の9時から16時30分(12時～13時は除く。)

(土曜日、日曜日は受け付けていません。)

6 問合せ先

- ・ (一社) 広島県危険物安全協会連合会
〒732-0053 広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階
電話 : 082-261-8251
- ・ 広島県消防保安課
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
電話 : 082-513-2791

[保安講習案内](#) | [一般社団法人 広島県危険物安全協会連合会](#)

【広島市消防局からのお知らせ】

④ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

総務省消防庁危険物保安室長から、危険物規制に関する執務資料（令和7年3月28日付け 消防危第56号）が送付されました。

内容としては、平成23年12月27日付けで発出された「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年消防危第303号）の運用に係る質疑が示されたものです。リチウムイオン蓄電池で危険物を取り扱う事業所にあっては参考としてください。

↓消防庁通知↓

[「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」](#)

◇広島市危険物安全協会事務局◇

〒730-0051

広島市中区大手町五丁目20-12（広島市消防局4F）

TEL (082) 546-3498 (直通) ・ FAX (082) 546-3497

Eメール kiankyo@nifty.com

ホームページアドレス <http://kiankyo.o.oo7.jp/>
